

※受付番号

「あぐい暮らし応援クーポン券」 特定事業者(加盟店舗)登録申請書

令和 年 月 日

阿久比町商工会長 殿

私(事業者)は、本事業の趣旨を理解し、令和5年度「あぐい暮らし応援クーポン券」について同実施要綱及び募集内容を承諾の上、特定事業者(加盟店舗)として登録を申し込みます。

事業者名 (店舗名)	(ふりがな)		
代表者名	(ふりがな)		
所在地	〒		
	阿久比町		
電話番号	(事務所)	FAX番号	
	(携帯)		
メールアドレス			
業種 (事業内容)	<input type="checkbox"/> ① 小売業	<input type="checkbox"/> ② 飲食業	<input type="checkbox"/> ③ サービス業
	<input type="checkbox"/> ④ その他 (具体的に記入してください)		
阿久比町商工会 会員区分	会 員 ・ 非 会 員		
チラシ等へ掲載名 (店名等)希望がある 場合は記入ください	(ふりがな)		

◎ 注意事項

- ・振込先については、「債権者登録申請書」に記入してください。
ただし既に登録済みの方は不要です。
- ・控えが必要な場合は、あらかじめコピーしてください。

※受付印	
※入 力	※照 合

※ 阿久比町商工会処理欄

あぐい暮らし応援クーポン券 加盟店舗募集！

このたび、電力・ガス・食品等価格高騰の影響を受けている生活者や事業者を支援するため、「あぐい暮らし応援クーポン券」（1,000円券×3綴）を発行し、町内の全町民（約28,500人）に配布を予定しております。

加盟（利用）店舗として是非とも登録を検討していただきたく、お願い申し上げます。

■クーポン券の使用期間

令和5年11月1日（水）～令和6年2月29日（木）

買上金額（税込）1,200円につき、1,000円券1枚の利用

■加盟料	商工会会員	無 料
	商工会非会員	4,000 円

■加盟店登録は令和6年2月末まで可能ですが、8月10日（木）までに申し込み頂きますとクーポン発送時に同封する加盟店舗一覧に掲載が可能です。

■換金については阿久比町産業観光課が窓口です。

※前回までの「阿久比町元気応援券」加盟店の方も今回は加盟店登録が必要です。ただし債権者登録申請書は換金振込口座、代表者など登録事項に変更がなければ、提出不要です。

（問い合わせ先）

・加盟店舗登録について

阿久比町商工会 電話 0569-48-7085 FAX 0569-48-6087

・換金について

阿久比町役場 建設経済部産業観光課商工観光係

電話：0569-48-1111（内線1225・1226）

あぐい暮らし応援クーポン券 特定事業者（加盟店舗） 募集要項

1. 事業目的

電力・ガス・食品等価格高騰の影響を受けている生活者や事業者を支援するため、全住民に阿久比町内で使用できる「あぐい暮らし応援クーポン券」（以下、クーポン券という）を配布する。

2. 事業規模

85,500千円 1セット 3,000円（1,000円券×3枚）
全住民「令和5年8月1日（以下「基準日」という。）に住民基本台帳に記載の方」
2枚は大型店でも利用可、1枚は大型店利用不可（大型店以外では3枚利用可）
・クーポン券の標記「小型店用」と「大型店・小型店用」
・**大型店** アピタ阿久比店・DCM カーマ 阿久比店・アピタテナント店舗（外部店舗を除く）
ピアゴ阿久比北店

3. 事業主体

阿久比町・一部事務委託（阿久比町商工会）

4. 事業内容

- (1) 対象者
基準日において、阿久比町の住民基本台帳に登録されている全住民。
なお、基準日は、基準日の終了時点の状況をもって判断するものとし、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）又は戸籍法（昭和22年法律第224号）に基づく届出期間内に届出されたものを反映する。
- (2) 発行額
額面3,000円（1,000円券×3枚）
- (3) 発行部数
約28,500冊
- (4) 配布開始
令和5年10月頃
- (5) 配布方法
町より世帯主に対し、世帯人員分をまとめて配達する。ただし、世帯主等からの申し出により、配布先の変更や配布の停止等、正当な理由のあった場合についてはこの限りでない。
- (6) 使用期間
令和5年11月1日（水）～令和6年2月29日（木）
- (7) 遵守事項
以下の事項を遵守すること。
 - ①クーポン券は物品販売又はサービスの提供などの取引において使用可能である。
 - ②クーポン券の現金化は不可である。
 - ③クーポン券の転売、譲渡及び換金を行わないこと。
 - ④利用期間を過ぎたクーポン券は受け取らないこと。
 - ⑤クーポン券の紛失及び盗難に対して、阿久比町はその責を負わない。

5. クーポン券を使用できないもの

- (1) 不動産及び金融商品
- (2) たばこ
- (3) 商品券、プリペイドカード等換金性の高いもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 国税、地方税や使用料等の公租公課
- (6) その他、阿久比町商工会長が指定するもの

6. 特定事業者（加盟店舗）登録申請手続き

- (1) 申請方法
本事業の事業内容及び募集要件に同意の上、「あぐい暮らし応援クーポン券特定事業者（加盟店舗）登録申請書」、「債権者登録申請書」に必要事項を記入し、阿久比町商工会まで郵送または直接提出すること。
- (2) 申請期間
令和5年7月11日（火）～令和6年2月29日（木）必着
- (3) 審査・承認
阿久比町商工会の審査を経て、特定事業者（以下、加盟店舗という）として承認する。承認の場合は、啓発品（のぼり、ポスター等）を配布する。

7. 加盟店舗募集要件

- (1) 募集要件
阿久比町内において、一般消費者を対象とした事業を営んでいること。
- (2) 加盟店舗の対象外となる要件
 - ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する営業を行う者。
 - ② 特定の宗教・政治団体と関わる者、または業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者。
 - ③ 上記〔5 クーポン券を使用できないもの〕に記載の取引、商品のみを取り扱う者。
 - ④ 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
 - ⑤ 商工会長が加盟店として不適当と認めた者。

8. 各種経費

加盟店舗の登録料は以下のとおりとする。

阿久比町商工会員 無料 商工会非会員 4,000円

9. 加盟店舗の責務等

加盟店舗は、下記の要件に留意すること。

- (1) 使用者が持ち込んだクーポン券は、受け取る前に問題ないか確認すること。偽造されたクーポン券（偽造防止ホログラムがない、色合いが明らかに違う等）と判別できた場合は、クーポン券の受取を拒否するとともに、その事実を速やかに阿久比町商工会まで報告すること。
- (2) 使用期間中における商品の売買・サービスの提供等の取引に使用されたクーポン券のみ換金可能のため、クーポン券の交換及び売買は行わないこと。
- (3) 加盟店自らの事業上の取引に使用しないこと。
- (4) 使用者から受け取ったクーポン券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は加盟店舗の責務とする。

10. 換金手続き

- (1) 換金受付期間
令和5年11月1日（水）～令和6年3月8日（金）
- (2) 換金方法
加盟店舗は使用済みのクーポン券を阿久比町役場産業観光課へ持ち込みし、その際、「預り証」を加盟店舗へ渡すものとする。
- (3) 換金支払日
毎月10日、20日、月末（土、日、祝日、年末年始の場合は直前の開庁日）

11. 問合せ先

加盟店舗登録について

阿久比町商工会
阿久比町大字卯坂字古見堂48
電話 0569-48-7085 FAX 0569-48-6087
mail agui-sci@kne.biglobe.ne.jp

換金について

阿久比町役場 建設経済部産業観光課商工観光係
阿久比町大字卯坂字殿越50番地
電話：0569-48-1111（内線1225・1226）
E-mail：shoko@town.agui.lg.jp